

春休みを迎えるにあたって

平成19年3月19日
生徒指導部

(1) 生活について

この一年間坂出高校生として、また家庭では家族の一員として、自分の務めが十分に果たせたかどうか、そして、それぞれの学年を終えようとするにあたり、それにふさわしい実力、教養を身につけることができたかどうかを振り返り、新しい学年を迎える心構えと、生活の目標をはっきりと立て、毎日の規則正しい生活と目標に向けての努力を続けること。

(2) 学習について

春休みを無駄に過ごさない。この期間をどう過ごすかということが新3年生はもちろん、新2年生にとっても、非常に大切である。自分の夢を実現させるために、目標に向かって早くスタートを切ることが大切です。

まず、この間に将来の進路について、家族でよく話し合って具体的な目標をしっかりと定めてほしい。何よりも大切なことは、目的意識をもつ事である。

目標が決まったら、それに沿って学習計画を立て、毎日確実に実行すること。1・2年生は4月12日に一斉・実力テスト、3年生は、4月11日～13日に校内模擬試験が行なわれるので、その準備をしっかりとしておくこと。

(3) 外出・問題行動などについて

外出に際しては、坂高生として誇りのもてる服装と態度に留意し、節度ある行動を取ること。

休業中でも頭髪・服装などの規定を守り、登校する時は、制服を着用すること。

盛り場を歩きまわったり、用事がないのにスーパーなどへ立ち寄りしたりしないこと。

夜間外出は慎むこと。深夜外出(午後10時以降)は絶対にしないこと。

親類等、特別な場合を除き、友人宅など自宅外での宿泊はしないこと。

パチンコ店等の禁止場所に立ち入らないこと。

飲酒・喫煙・シンナーや覚醒剤などの薬物乱用等、法律で禁止されている行為は絶対にしないこと。

「サッカーくじ」は、19歳未満は購入すること及び譲り受けることも禁止されているので、絶対にしないこと。

(4) 女子生徒の被害防止について

夜間や人通りの少ない場所での一人歩きはしないこと。また、知らない人の自動車やバイク等には同乗しないこと。

電話等の誘惑に乗らないこと。出会い系サイトやテレクラ、ツーショットダイヤルにおける被害が多発しているため、絶対にかかわらないこと。

(出会い系サイト規制法・・・平成15年9月13日施行)

近年、車で後をつけられる事件や下校時における痴漢の被害など様々な被害が報告されているので、十分に注意をすること。

(5) 交通安全について

交通規則や交通徳をよく守り、事故防止に努めること。

県下では、自転車やオートバイによる重大事故も含めて交通事故が今年度増加している。また、交通マナーの悪さについても多くの苦情が寄せられている。交通事故防止のためにも、交通ルールを必ず守ること。特に交差点(脇道から主道路に出る交差点)での一時停止・安全確認が大切である。なお、並進や傘さし運転、二人乗り、無灯火などの違反行為をしないこと。

バイクの無免許運転、及び無断免許取得は厳禁する。

春先は、免許取りたてのドライバーや、他県から来た道に不慣れな車などが多いので、事故に巻き込まれないように、十分注意すること。

(6) 保健について

時候の変わり目なので、生活が不摂生にならないように留意して、健康管理に努めること。

通院を要する疾病や虫歯は、この休業期間を利用し、治療しておくこと。

(7) 届出事項について

校外の会合や、各種の行事(同窓会や集団的な旅行・音楽会やコンサートへの出場など)に参加する場合は、事前(最低3日前)に行事参加許可証をHR担任に提出して、学校の許可を得ること。

学割・証明書が必要な場合は、早め(最低3日前)に申し出ること。

アルバイトについては原則禁止している。ただし、特別な理由があるときは、必ず前もって、保護者からHR担任に申し出て学校の許可を得ること。

(8) その他

坂高生として、この休みを自覚ある態度・行動で過ごすとともに、事故や病気の場合、また、校外において補導など指導を受けた場合には、すみやかに学校(HR担任)に届け出ること。

担 任 : () () ()
副 担 任 : () () ()
坂出高校 0877 46-5125